

エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（復興支援・住宅エコポイント事業） における環境寄附対象団体の募集について（募集要項）

地球温暖化対策の推進に資する省エネ住宅の普及、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援を目的として実施している「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（復興支援・住宅エコポイント事業）」について、同事業に基づく環境寄附の対象となる団体を以下のとおり募集します。

※本募集に対する申請により、平成21年度第二次補正予算並びに平成22年度予備費及び補正予算に基づき、平成23年7月31日までに着工・着手した対象工事にポイントを発行する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」（以下、「住宅エコポイント事業」という。）における環境寄附対象団体としても申請したこととなります。

※住宅エコポイント事業における環境寄附対象団体については、復興支援・住宅エコポイント事業においても環境寄附対象団体となりますので、今回応募する必要はありません。

1. 環境寄附とは

復興支援・住宅エコポイント事業及び住宅エコポイント事業（以下、復興支援・住宅エコポイント事業等）という。）における環境寄附とは、以下の2つを指します。

- ① ポイント交換商品の提供事業者（以下、「提供事業者」という。）が、復興支援・住宅エコポイント事業においてエコ商品を提供する際に環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていない場合や住宅エコポイント事業における商品券等を提供する場合の提供要件として、又は任意に行う環境寄附
- ② ポイントを取得した者（以下、「ポイント取得者」という。）が、取得したポイントの交換の選択肢の一つとして行う環境寄附

2. 寄附対象となる団体等の要件と選定

（1）寄附対象の要件

復興支援・住宅エコポイント事業等における環境寄附の対象は、A. 一般寄附（①環境保全活動を行う団体、②助成又はトラスト活動を行う団体）、及びB. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクトの2つです。

A. 一般寄附

a ①環境保全活動を行う団体に係る要件

以下の要件を満たすこと。

- ア. 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ. 中間支援団体（※）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

※中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

【活動ジャンル例】

- ・ 地球温暖化防止
- ・ リサイクル・廃棄物対策
- ・ 自然保護・生物多様性保全
- ・ 森林の保全・緑化
- ・ 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策
- ・ 環境教育・人材育成
- ・ グリーン購入

ウ. 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※）であること。

※これに準ずる団体：以下を整備していること。

- － 一定款・寄附行為に準ずる規約
- － 役員名簿
- － 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の３点）
- － 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ. 団体としての活動実績が２年以上あること。

オ. 平成 22 年度の決算額及び平成 23 年度の決算額（又は予定額）を平均した年間財政規模（年間総収入）が 100 万円以上であること。

b ②助成又はトラスト活動を行う団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体又は自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体にあつては、以下の要件を満たすこと。

ア. 助成団体は①ア又はイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ. 単一の企業の設立によるものでないこと。

ウ. 助成又はトラスト団体としての活動実績が３年以上あること。

エ. 客観的な基準及び方法により、助成対象団体又はトラスト実施地を選定していること。

オ. 平成 21 年度及び平成 22 年度の決算額並びに平成 23 年度の決算額（又は予定額）を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が 30 万円以上であること。

c ①②の団体に共通に求められる要件

ア. 住宅エコポイント事務局（以下、「事務局」という。）又は寄附の提供者等からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ. 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、別に定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。

ウ. 特定の政治的又は宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ. 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト

以下の要件を満たす活動を実施し、又は当該活動に資金を提供する団体であること。

ア. 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。

イ. 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

(注) 原則として専ら国外で行うプロジェクトについては対象外とする。

ウ. 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附金の提供者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・ 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・ 地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・ 未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・ 中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策

(2) 寄附対象団体の選定等

a 寄附対象団体の選定

(1) の要件を満たす団体について、事務局に設置された第三者委員会に諮った上で選定します。

なお、以下の要件を満たす団体については、(1) の要件 (Aa オ及び Ab イ、オを除く。) を満たすものと判断します。

- ・ (1) Aa の要件：特定公益増進法人及び認定 NPO 法人のうち、事業分野が環境であるもの。
- ・ (1) Ab の要件：特定公益増進法人のうち事業分野が環境であるもの又は地方公共団体が設置する基金等であるもの。

b 寄附対象としての登録期間

一度寄附対象として登録された団体については、原則として登録時から住宅エコポイント事業等の終了時まで、継続的に寄附対象となります。ただし、毎年度、新たに提出された事業報告書等により要件に合致することが確認されることが必要です。

c 寄附対象としての登録の取消等

寄附対象としての要件を満たさなくなった場合は、寄附対象としての登録を取り消す場合があります。また、交換商品提供事業者として選定された者は、寄附対象団体として登録することはできません。

3. 募集期間：平成 24 年 1 月 20 日（金）から 2 月 10 日（金）まで（必着）

(注)・申請書類については、郵送及びメール両方で必ず提出してください。

- ・ 郵送は、書留郵便等の配達記録の残る方法に限ります。

4. 申請書類：・申請書 書式第1号、第2号又は第3号（別紙）
- ・団体の定款・寄附行為又はこれに相当する規約
 - ・理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿
 - ・最新の団体の収支計算（団体の総会等で提出したもの）
 - ・最新の団体の事業報告書（団体の総会等で提出したもの）
 - ・添付資料

※部数等は別紙「環境寄附対象団体の募集に係る申請書類の提出について」をご覧ください。

※申請書は、復興支援・住宅エコポイント HP（ホームページはすでに閉鎖されています。）からダウンロードして、ご記入ください。

※申請書は、1 ファイルで両事業に一度にまとめて申請できる書式（全3枚）となっています。

○1 枚目・・・団体基本情報（要押印）

○2 枚目・・・団体活動内容情報

※重複する項目も含めて、すべての項目にご記入ください。

5. 提出先

- ・書類郵送先：〒100-8799 郵便事業株式会社 銀座支店留
住宅エコポイント事務局 復興寄附・環境寄附対象団体募集担当
あて
- ・データ送付先：（メールアドレスはすでに使用不可となっております。）
（寄附団体募集専用アドレス）

6. 問い合わせ：住宅エコポイント事務局 エコ商品・環境寄附団体 募集専用

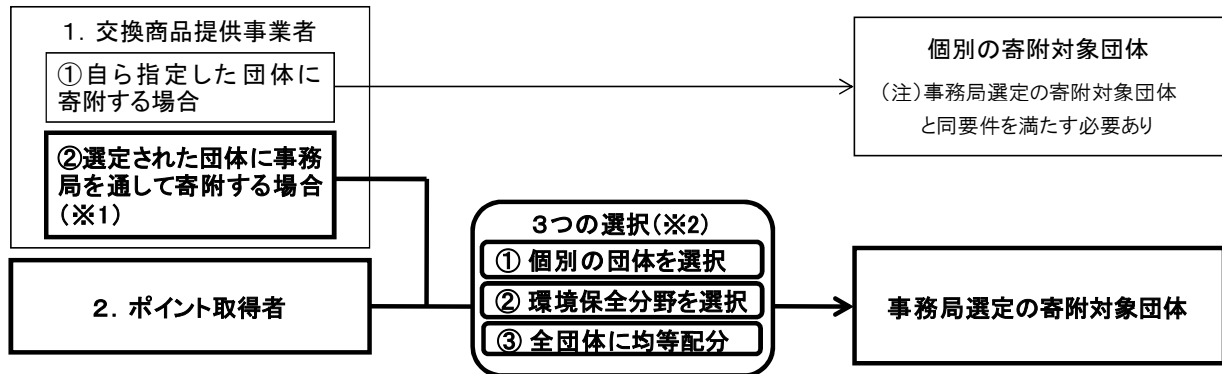
HP：（ホームページはすでに閉鎖されています。）

TEL：0570-666-122（9:00～17:00、土日祝含む）（有料）

※IP 電話・PHS からのお問い合わせ 03-4334-9260

<参考 1> 環境寄附対象団体の選択方法

住宅エコポイント事業及び復興支援・住宅エコポイント事業における環境寄附は以下のとおり整理されます。このうち、今回の復興支援・住宅エコポイント事業における環境寄附対象団体の募集に関わるのは太線で囲んだ部分です。



※1 ①個別の団体を選択する場合の寄附金の振込については、提供事業者から団体へ直接行っていただきます。

※2 提供事業者が事務局選定の団体に寄附する場合は、②環境保全分野を選択して寄附を行うことはできません。

1. 提供事業者による寄附対象の選択

提供事業者で環境寄附を行うものは、以下のいずれかから、環境寄附の対象を選択するものとします。

① 自ら指定した団体に寄附する場合（復興支援・住宅エコポイント事業は対象外）

交換商品等を提供する事業者であって、交換商品の応募の際に、自ら環境寄附の対象を指定した者は、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄附先（以下、「指定寄附先」という。）を実際の寄附先とすることができます。

ア. 指定寄附先が、上記 2.（1）寄附対象の要件を満たすこと。

イ. 提供事業者が行う指定寄附先への寄附が、これまでに行った寄附に加えて追加的に行われるものであること。

ウ. 指定寄附先が、寄附を実施する提供事業者と密接な関係を有し、寄附金が当該事業者に還流するものでないこと。

エ. 指定寄附先が 2.（1）B の要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先からクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていることを確認すること。

② 選定された団体に事務局を通して寄附する場合

提供事業者は、以下のいずれかから選択することができます。

ア. 本文の 2.（2）の規定に基づき選定された団体（以下、「選定された団体」）のうちから、1. 提供事業者による寄附対象の選択 ①ウ. の要件を満たした上で、個別の団体を選択する。

イ. すべての選定された団体に均等に配分する。

2. ポイント取得者による寄附対象の選択

ポイント取得者が、取得したポイントの交換の選択肢の一つとして自ら行う環境寄附については、以下のいずれかから選択することができます。

ア. 選定された団体のうちから、個別の団体を選択する。

イ. 環境保全活動の分野（地球温暖化防止、自然環境・生物多様性保全等）のうちから寄附先の分野を選択する。

ウ. すべての選定された団体に均等に配分する。

＜参考 2＞環境寄附額及び実施時期

選定された団体への環境寄附については、以下の2つの時点に分けて実施する予定です。

- ① 提供事業者が行う寄附額については、毎年度末締めで、当該事業者があらかじめ申告した寄附率を、当該交換商品に交換されたポイントの総量に乗じて算出する。事務局が各提供事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。
- ② ポイント取得者が、ポイント交換の選択肢として行う環境寄附についても、事務局が集計し、毎年度2回程度寄附を行う。

なお、環境寄附のうち住宅エコポイント事業の提供事業者が行う環境寄附については、既に登録されている提供事業者（569事業者）までは環境寄附先が決まっています（個別の寄附先を決めている事業者と分野別又は全団体に均等配分としている事業者がいます）。

このため、今回採択される環境寄附対象団体に対する提供事業者からの寄附は、住宅エコポイント事業分については、全団体に均等配分としている事業者からの寄附のみとなります。これにポイント取得者からの寄附が加わりますが、参考までに平成22年度（H22.3～H23.2）の実績で見た場合、提供事業者及びポイント取得者からの「全団体に均等に配分される寄附額」は、1団体当たり、約2.5万円です。

また、復興支援・住宅エコポイント事業においては、多くのポイントで交換された環境寄附が義務づけられている全国型の商品券・プリペイドカードは対象外となったほか、申請者に発行されるポイントの半分以上は被災地の特産品や被災地への義援金など復興支援商品に交換する必要があり、エコ商品への交換や環境寄附、即時交換については残りのポイントから交換が行われます。

事業報告用フォーマット（復興支援・住宅エコポイント事業用）

復興支援・住宅エコポイント事業 環境寄附対象団体 事業報告書				
事業者コード			報告日	
団体名			報告者 (役職・氏名)	
連絡先 (電話／メール)			活動ホームページ (URL)	
対象分野	☐ a. 地球温暖化防止 ☐ b. リサイクル・廃棄物対策 ☐ c. 自然保護・生物多様性保全 ☐ d. 森林の保全・緑化 ☐ e. 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策 ☐ f. 環境教育・人材育成 ☐ g. グリーン購入 ☐ h. 助成・トラストを行う団体 ☐ j. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト (登録されている対象分野を選択してください)			
事業・プロジェクト名				
環境寄附対象期間			から	まで
寄附額	■ポイント取得者からの環境寄附:			
	■交換商品提供事業者からの環境寄附(個別指定を受けた寄附):			
	■交換商品提供事業者からの環境寄附(全団体に均等配分された寄附):			
	合計:			¥0
当初想定 の環境寄附 の使い途	寄附金額	寄附額1 (円以上)	寄附額2 (円以下)	寄附額1から2の 使い途
		寄附額3 (円以上)	寄附額4 (円以下)	寄附額3から4の 使い途
		寄附額5 (円以上)		寄附額5の 使い途
実際の 環境寄附の 使い途 (使用対象 及び成果等)	環境寄附をどのような活動内容に充てたのか、<u>400字以内厳守</u>でご記入ください。 また、環境寄附の使用対象を明確にし、できる限りその使用対象への成果を明示してください。 ※カタログ等で公開されている当初想定「環境寄附の使い途」に沿った活動に関する報告をお願いします。 ※別紙「記入例」を参考の上、活動時期・期間、活動規模なども合わせてご記入下さい。 ※寄附額毎に異なる使い途を設定されている場合は、それぞれの活動内容をご記入ください。			